

# 青森県報

第二百二十三号

令和二年  
二月二十一日  
(金曜日)

## 目次

## 告 示

- 理容師法による管理理容師の講習会の指定…………… (保健衛生課) …… 一
- 美容師法による管理美容師の講習会の指定…………… ( 同 ) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… ( 同 ) …… 三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 三
- 証紙売りさばきの廃止…………… ( 同 ) …… 三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (西北地域  
県民局) …… 四
- 漁船保険付保義務の発生…………… (下北地域  
県民局) …… 四

## 告 示

### 青森県告示第百七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

### 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和二年六月一日（月）、令和二年六月八日（月）、令和二年六月二十二日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市柳川一丁目二の一四 リンクモア平安閣青森市民ホール

### 三 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

### 四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の一八 第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

### 五 受講料

一万六千円

### 青森県告示第百八号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

### 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
二 開催日時及び場所	

令和二年六月一日(月)、令和二年六月八日(月)、令和二年六月二十二日(月)の三日間の午前九時三十分から

青森市柳川二丁目二の一四  
リンクモア平安閣青森市民ホール

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万六千円

青森県告示第百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	
主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人一葉会	ことぶき荘ホームヘルプ事業所	弘前市大字福村	令和二年三月三十一日
弘前市大字福村八字新館添五〇の八	ことぶき荘ホームヘルプ事業所	弘前市大字福村一字早稲田二七の二	
社会福祉法人一葉会	重度訪問介護	弘前市大字福村一字早稲田二七の二	
弘前市大字福村八字新館添五〇の八	居宅介護	弘前市大字福村一字早稲田二七の二	

青森県告示第百十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区域	区分
八戸市大字久保字坂ノ脇一五の八 河村 吉則	八戸第一区域	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
八戸市新湊二丁目二二の八 榊 義則	八戸市の区域	
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四〇の三 飯田 健一郎	外ヶ浜第四区域	主として底建網漁業
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五七の一 高森 一俊	外ヶ浜の区域	
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川一一〇の一 木村 正彦	外ヶ浜第七区域	主として底建網漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六五の三 前田 光春	外ヶ浜の区域	

北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇三 敦賀 勝正 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊三三八 越野 敏行	小泊区域 小泊漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字柳原一三一 の八 山下 聖太郎 西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字柳原一三一 の九 佐藤 利光	新深浦町第一区 協同組合の地 域 新深浦町漁業 協同組合の地 域のうち、大 字北金ケ沢、 大字柳田、大 字沢、大字磯 野、大字磯及 合瀬、大字磯 比、大字磯及 字比、大字磯 域	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行ういかつ り漁業

青森県告示第百一十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項 発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧 期 間	場 所
竜飛今別	東津軽郡今別町大字今別字今別三七 野土 一公 東津軽郡今別町大字今別字中沢一六の一 大川 哲弘	令和二年二月 二十一日から 同年三月六日 まで	竜飛今別漁 業協同組合
	東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の八		

九五

小鹿 勝男

青森県告示第百一十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、令和二年二月二十二日から施行する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

八戸農業協同組合豊崎支店

八戸市大字豊崎町

及び

八戸農業協同組合新郷支店

三戸郡新郷村大字戸来

を削る。

青森県告示第百一十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年一月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

五所川原市大字一野坪字麻ノ葉一〇三の一三

津軽総合商工業組合

二 売りさばき場所

五所川原市大字一野坪字麻ノ葉一〇三の一三

青森県告示第百十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧 期 間	場 所
	新深浦町	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形三 一五の二 小枝 裕幸	令和二年二月 二十一日から 同年三月六日 まで	新深浦町漁 業協同組合
		西津軽郡深浦町大字関字栃沢九二の三三 小野 修一		
		西津軽郡深浦町大字関字小島崎一三四の 六 田附 直人		

青森県告示第百十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名
------------	-------

むつ市脇野沢新井田二八	立石 政男	脇野沢
むつ市脇野沢寄浪二〇	中村 有男	
むつ市脇野沢寄浪一五の二	松浦 誠	
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六	橋本 喜一	猿ヶ森
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二一	石田 勝信	
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇	川口 浩	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭